

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年6月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300418号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400021号

第1 結論

1 請求者のA社における平成13年5月1日から平成19年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成13年5月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年5月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成16年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額(別表の第5欄)から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成16年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額(別表の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年5月1日から平成19年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されており、請求期間については、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が給与から控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書、支給明細書及び預金通帳（以下「給与明細書等」という。）により、別表の第3欄及び第4欄に掲げるとおり、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）は、いずれも同表の第2欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保管期間を経過したため資料がなく不明である旨回答しているが、日本年金機構から提出された平成16年から平成18年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者に係る報酬月額は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額より低い額で届けられていることが確認できるほか、請求者の給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち平成16年4月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書等により、別表の第3欄及び第5欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成16年4月から同年8月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる額から同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成13年5月から同年9月まで	28万円	36万円	36万円	36万円	—
平成13年10月から平成14年3月まで	28万円	32万円	36万円	32万円	—
平成14年4月から同年9月まで	28万円	32万円	34万円	32万円	—
平成14年10月から平成15年8月まで	26万円	34万円	34万円	34万円	—
平成15年9月から同年10月まで	26万円	36万円	36万円	36万円	—
平成15年11月	26万円	36万円	41万円	36万円	—
平成15年12月から平成16年3月まで	26万円	36万円	36万円	36万円	—
平成16年4月から同年8月まで	26万円	36万円	34万円	34万円	36万円
平成16年9月	26万円	34万円	41万円	34万円	—
平成16年10月から平成17年3月まで	26万円	34万円	34万円	34万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額 (訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成17年4月から同年8月まで	26万円	34万円	36万円	34万円	—
平成17年9月から平成18年3月まで	24万円	36万円	36万円	36万円	—
平成18年4月から平成19年3月まで	24万円	36万円	38万円	36万円	—